

広情個審第16号
令和3年6月22日

広島市教育委員会 御中

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 田邊 誠

公文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

平成29年10月2日付け広市教学健第168号で諮問のあったこのことについて、別添のとおり答申します。

（諮問第231号事案）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

平成29年10月2日付け広市教学健第168号の諮問事案（諮問第231号事案）

平成29年6月20日付けの公文書開示請求に対し、広島市教育委員会（以下「実施機関」という。）が同年7月25日付け広市教学健第122号で行った公文書部分開示決定に対する同月27日付け審査請求

1 審査会の結論

実施機関が上記の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して行った公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）は妥当である。

2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書における主張は、次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

特定の個人が識別できるものを除くすべてを開示せよ。

(2) 審査請求の理由

特定の個人が識別できなければ、なにも悪影響をあたえることはない。

すべて開示せよ。

3 実施機関の主張要旨

説明書における実施機関の主張は、次のとおりである。

本件処分で開示しなかった情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当すると考えられるため、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）第7条第1号の規定により不開示とすることが適当であると判断したものである。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に即して検討した結果、以下のとおり判断する。

(1) 条例第7条第1号の規定について

条例第7条柱書は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定し、同条第1号本文は、不開示情報として、「個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定している。

ただし、第7条第1号ただし書の規定により、次の情報は不開示情報から除くこととされている。

ア 法令（中略）の規定により、何人でも閲覧することができることとされている情報

イ 公にすることについて、本人が同意していると認められる情報

ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

エ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 本件公文書の不開示の該当性について

本件開示請求に対して開示しないこととしたのは「学校給食費精算書」の欄外に手書きで記載されたメモ等であり、当審査会が見分したところ、不足額の内訳（未納額、生活保護や就学援助の金額）が記載されていた。

これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められ、条例第7条第1号に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、実施機関が不開示としたことは妥当である。

(3) 請求人の主張について

申立人は、本件処分に対して種々の主張をしているが、これらはいずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
H29. 10. 2	広市教学健第168号の諮問を受理 (諮問第231号で受理)
R3. 2. 12 (第1回審査会)	第1部会で審議
R3. 3. 12 (第2回審査会)	第1部会で審議
R3. 6. 11 (第3回審査会)	第1部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿

(五十音順)

氏 名	役 職 名
片 木 晴 彦 (部会長)	広島大学大学院人間社会科学研究科教授
ジョージ・R・ハラダ	広島経済大学経済学部教授
濱 野 滝 衣	弁護士